

成年後見制度利用促進基本計画について

（平成 29 年 3 月 24 日）
閣 議 決 定

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。